プロジェクト　企業会計基準等の年次改善プロジェクト

項目　2026 年年次改善における検出事項及び対応方針

本資料の目的

1. 本資料は、企業会計基準等の年次改善の概要並びに 2025 年 4 月 1 日及び 2026 年 4 月 1 日を基準日とする企業会計基準等の年次改善作業における検出事項の概要をご説明するとともに、当該検出事項に係る対応方針についてご審議いただくことを目的としている。

企業会計基準等の年次改善の概要

（目的）

2. 企業会計基準等の年次改善の目的は、原則として年 1 回、4 月 1 日を基準日として、当委員会が過去に公表した企業会計基準等について、改正又は修正すべき事項の有無を確認し、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）に基づき必要な対応を行うことにより、会計基準等の利便性を高めることである。

（手続）

3. 企業会計基準等の年次改善として、次の手続を実施する。

(1) 原則として年 1 回、4 月 1 日を基準日として、事務局は確認作業を実施し、検討すべき事項を検出する。

(2) 外部からの指摘を確認し、検討すべき事項を検出する。

(3) 本項(1)及び(2)により検出された事項について、企業会計基準等の変更を行う場合、適正手続規則に基づいて必要とされる手続の検討を行う。適正手続規則では、企業会計基準等の変更の区分及び変更に必要な手続について、次のとおり定めている（下線は事務局が追加）。

> （企業会計基準等の変更）
> 第 25 条 企業会計基準等の変更を以下のとおり区分し、適正手続を定める。
> (1) 企業会計基準等の改正

会計処理及び開示に関する定めについて、実質的に内容を変更するもの。企業会計基準等の改正を行う場合、第 15 条及び第 20 条の定めにそれぞれ従い、委員会の議決及び公開草案の公表を行う。

(2) 企業会計基準等の修正

企業会計基準等を会計処理及び開示に関する定めの内容を実質的に変更することなく、形式的に変更するもの。

企業会計基準等の修正を行う場合、委員会において審議した上で、了承を得る。

ただし、委員会の議決及び公開草案の公表は必要としない。

2 企業会計基準等の修正について、企業会計基準等の改正の適正手続を経ることは妨げられない。

(4) 本項(3)の検討の結果、複数の企業会計基準等の改正又は修正をまとめて行う場合がある。

これまでの経緯

(2024 年 4 月 1 日を基準日とした企業会計基準等の年次改善での対象範囲の拡大)

4. 前項の手続に従い 2024 年 4 月 1 日を基準日として企業会計基準等の年次改善の手続を実施するにあたり、前項(1)の事務局の確認作業に関して、従来の企業会計基準等において引用又は参照している法令等の改正の有無の確認に加えて、企業会計基準等において引用又は参照している他の会計基準等の改正の有無の確認を作業の範囲に含めることとした。

5. ただし、確認対象となる企業会計基準等の量が多いため、2024 年 4 月 1 日を基準日とする年次改善を第 1 回として以後 4 年間にわたり確認作業を行うこととした。

6. 2024 年 4 月 1 日を基準日とする年次改善については、企業会計基準委員会の審議を経て、2024 年 11 月に「公開草案 2024 年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正(案)」及び「2024 年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の修正について」を公表し、2025 年 3 月に「2024 年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正」を公表している。

（2025 年 4 月 1 日を基準日とした企業会計基準等の年次改善の概要）

7. 2025 年 4 月 1 日を基準日とする企業会計基準等の年次改善の方針として、事務局は次の手続を実施することとした。

(1) 本資料第 3 項の事務局の確認作業として、本資料第 4 項の経緯を踏まえ、2025 年 4 月 1 日を基準日として、次の作業を行う。

① 法令等の確認

企業会計基準等において引用又は参照しているすべての法令及び規則のうち、前回年次改善手続の基準日の翌日である 2024 年 4 月 2 日から基準日である 2025 年 4 月 1 日までに新たに施行された法令及び規則を対象として、名称や項その他の引用又は参照が正しいかを確認する。

② 他の基準等の確認

2025 年 3 月 31 日まで公表されたすべての企業会計基準等のうち、ローテーションにより選定した企業会計基準等を対象として、当該企業会計基準等における他の会計基準等の名称、項番号その他の引用又は参照の記載が正しいかを確認する。

(2) 本資料第 3 項(2)に関して、2025 年 2 月に次の外部からの指摘を受領したため、確認対象に含める。

> わが国では、ボトムラインを示す場合には「当期純利益」（又は単に「純利益」）、当期純利益を構成する収益・費用に反映する場合には「損益」を用いています。しかしながら、一部の企業会計基準等には「純損益」という用語が散見され、これは、国際会計基準（IFRS）の profit or loss を「純損益」と訳す慣行にならっているのではないかと想定されます。
>
> 「企業会計原則」では、「純損益計算の区分」という表現がありますが、これは、損益計算書における「営業損益計算」「経常損益計算」と同様に、区分表示に関する表現と考えられ、小計を「営業利益」「経常利益」とすることと同様に、ボトムラインは「当期純利益」とされています。また、2006 年公表の討議資料「財務会計の概念フレームワーク」では、「第 3 章 財務諸表の構成要素」において、損益計算書に関する構成要素としては、「純利益」「収益」「費用」を定義しています。
>
> これらのことから、一部の企業会計基準等における「純損益」は、わが国における会計基準での記載にはなじまないことから、改正又は修正を行うべきではないかと考えられます。

(3) 本項(1)及び(2)の作業より検出された事項について、企業会計基準等の変更の要否を適正手続規則に基づいて検討する。

8. 前項(1)及び(2)の手続により検出した事項について事務局で検討を行った結果、2025 年の企業会計基準等の年次改善については、次のとおりとすることとした。

(1) 前項(1)の事務局の確認作業は、2025 年 9 月に完了したが、検出事項の数は多くなく、検出事項のほとんどが企業会計基準等を会計処理及び開示に関する定めの内容を実質的に変更することなく、形式的に変更するものに該当すると考えられるため、適正手続規則に基づいて必要とされる手続の検討(前項(3)の手続)については、2026 年 4 月 1 日を基準日とする企業会計基準等の年次改善とまとめて実施する。

(2) 前項(2)の外部からの指摘について、すべての企業会計基準等を対象として「純損益」が用いられている箇所及びその用法を抽出した結果、検討対象となる箇所が多岐にわたり、また、文脈に応じて慎重に検討する必要があることから、2026 年 4 月 1 日を基準日とする企業会計基準等の年次改善において検討する。

2026 年 4 月 1 日を基準日として実施する企業会計基準等の年次改善の方針

9. 本資料第 7 項及び前項までの経緯を受けて、2026 年 4 月 1 日を基準日とする企業会計基準等の年次改善作業の方針として、次の作業を実施することとした。

(1) 本資料第 3 項(1)の事務局の確認作業として、2026 年 4 月 1 日を基準日として、主に次の作業を行う。

① 法令等の確認

前回実施した確認作業の基準日の翌日である 2025 年 4 月 2 日から 2026 年 4 月 1 日までに新たに施行された法令及び規則の改正等による変更を受けて、すべての企業会計基準等において名称や項の引用又は参照が正しいかを確認する。

② 他の基準等の確認

本資料第 5 項に示した、4 年にわたり実施する、企業会計基準等において引用又は参照している他の会計基準等の改正の有無の確認の本年度の確認作業の対象として、選定された企業会計基準等において引用又は参照している他の会計基準等(国際的な会計基準及び日本公認会計士協会所管の実務指針等を含む)が正しいかを確認する。

(2) 本資料第 3 項(2)に関して、外部からの新たな指摘はなかったが、本資料第 7 項(2)の外部からの指摘について、引き続き検討を行う。

(3) 本項(1)及び(2)の作業に合わせて、本資料第 7 項(1)に記載した 2025 年 4 月 1 日を基準日とする企業会計基準等の年次改善における事務局の確認作業により検出された事項について、企業会計基準等の変更の要否を適正手続規則に基づいて検討する。

2026 年 4 月 1 日を基準日とする企業会計基準等の年次改善について実施した作業

10. 前項の方針に基づいて、次の作業を実施した。

(1) 前項(1)の事務局の作業として、具体的には次の確認を行った。

① 法令等の確認

企業会計基準等において引用又は参照しているすべての法令及び規則のうち前回実施した確認作業の基準日の翌日である 2025 年 4 月 2 日から基準日である 2026 年 4 月 1 日までに新たに施行された法令及び規則を対象として、名称や項その他の引用又は参照が正しいかを確認した。

② 他の基準等の確認

2026 年 3 月 31 日まで公表されたすべての企業会計基準等（全 117 本）のうち、本年度の確認作業の対象として選定した 94 本について、当該企業会計基準等における他の会計基準等の名称、項番号その他の引用又は参照の記載が正しいかを確認した。

(2) 前項(2)の外部からの指摘について、すべての企業会計基準等を対象として、「純損益」が用いられている箇所及びその用法を抽出し、他の企業会計基準等における用語との整合性を踏まえ検討を行った。

検出事項の要約

11. 前項及び本資料第 7 項(1)の作業を実施した結果、合計 202 件の事項を検出した。検出した事項の内訳は次のとおりである。

(1) 事務局が検出した事項：合計 52 件（内訳：法令等に関する事項 15 件、他の基準等に関する事項 37 件）

(2) 外部からの指摘を受けて検出した事項：合計 150 件

12. 前項に示した作業により検出した事項について、適正手続規則に基づき企業会計基準等の変更の要否を体系的に検討したうえで対応するため、当該事項をその性質の類似性に基づき、次のとおり分類した。

(1) 表現又は用語の更新

企業会計基準等における表現又は用語は、その開発時点において適切と考えられるものを用いて定めている。その後の他の会計基準等の開発に伴い適宜見直してきたが、現在用いられている表現又は用語で見直しが必要なものを検出している。

(2) 法令等の改正等に伴う記載更新

企業会計基準等では、その定めの背景、関連する法規制及び会計処理等を説明するために、法令及び規則並びに他の基準等（以下「法令等」という。）を引用又は参照して記載している。これらの法令等の引用又は参照の記載について、企業会計基準等の開発時点には引用先又は参照先との整合性を確保し、その後の法令等の改正又は廃止等に伴い適宜見直してきたが、現在の引用先又は参照先の記載で見直しが必要なものを検出している。

(3) 法令等の名称等及び字句等の記載の不備

企業会計基準等において、その開発時及びその後においても発見されずに残っていた、引用又は参照している法令等の名称もしくは略称定義の記載に誤りがあるもの、略称定義が所定の記載ルールに沿っていないもの、もしくはその他の字句等の記載に誤りがあるものを検出している。

(4) 「純損益」の見直し

企業会計基準等では、損益計算書の「ボトムライン」として、企業が一定期間に得たすべての収益からすべての費用と法人税費用を差し引いた利益を表す用語として「当期純利益」を用いている。これに対して、当期純利益を構成する収益又は費用を表す用語として「損益」を用いている。しかしながら、企業会計基準等の中には、一部、本来「当期純利益」と記載すべきところ、「純損益」という用語を用いているものがある。

この点、当委員会は、2024 年に日本公認会計士協会が公表した企業会計に関する実務指針及び Q&A について、形式以外の変更を行わず、移管指針として当委員会に移管したが、この際、「純損益」という用語についても、そのまま移管している。

企業会計基準等で用いられている「純損益」という用語のうち、他の企業会計基準等における用語との整合性の観点から、他の企業会計基準等で用いられている用語と異なるものとして、主に次の事例に示した事項を検出している。

① 損益計算書の小計の名称
主な事例：税引前当期純損益、四半期純損益

② 1株当たり利益の名称
主な事例：1株当たり期中純損益、1株当たり中間純損益

③ その他の包括利益との対比
主な事例：その他の包括利益から純損益への振替

④ 会計処理する会計期間の利益
主な事例：各期の純損益に合理的に配分する、当期の純損益に計上する

⑤ 設例に使用される科目の計上区分
主な事例：有価証券評価損益（当期純損益）

13. 前項に示した分類に基づき、今回の年次改善の作業により検出した事項は次のように要約できる。

項目	法令等の確認	他の基準等の確認	外部指摘	合計
(1) 表現又は用語の更新	-	2	-	2
(2) 法令等の改正等に伴う記載更新	2	11	-	13
(3) 法令等の名称等及び字句等の記載の不備	13	24	-	37
(4)「純損益」の見直し	-	-	150	150
計	15	37	150	202

検出事項への対応方針案

14. 前項の検出事項について、それぞれの区分に分類された検出事項について、次のとおり対応することが考えられる。

(1) 表現又は用語の更新

会計基準等の利便性を高める観点から、企業会計基準等の間で表現又は用語の整合性を確保するため、他の企業会計基準等の開発に伴い見直された表現又は用語に

ついては、見直し後の表現又は用語と整合するよう、記載を更新することが考えられる。

当該区分に分類された検出事項はいずれも会計処理及び開示に関する定めについて実質的に内容を変更するものには該当せず、企業会計基準等を会計処理及び開示に関する定めの内容を実質的に変更することなく、形式的に変更するものであるため、企業会計基準等の修正として取り扱うことが考えられる。

(2) 法令等の改正等に伴う記載更新

企業会計基準等の利用者が正しい引用先又は参照先の記載により適切に引用又は参照された内容を把握できるようにするため、企業会計基準等における引用又は参照の記載について、引用先又は参照先の現在の記載と整合するよう、記載を更新することが考えられる。

ただし、企業会計基準等の結論の背景において企業会計基準等を開発した際に引用又は参照した法令等に関する引用先又は参照先が記載されており、引用先又は参照先が廃止されている場合には、企業会計基準等が開発された当時の記載であることを明らかにするため、その旨を補足する記載を追加することが考えられる。

当該区分に分類された検出事項はいずれも会計処理及び開示に関する定めについて実質的に内容を変更するものには該当せず、企業会計基準等を会計処理及び開示に関する定めの内容を実質的に変更することなく、形式的に変更するものであるため、企業会計基準等の修正として取り扱うことが考えられる。

(3) 法令等の名称等及び字句等の記載の不備

企業会計基準等の記載の正確性及び明確性を確保し、より利便性を高める観点から、法令等の名称、略称定義及びその他の字句等の記載の不備について、引用又は参照している法令等の名称もしくは略称定義の記載を正しいものとし、略称定義が所定の記載ルールに沿っていない場合には、記載ルールに従った記載とすることが考えられる。

当該区分に分類された検出事項はいずれも会計処理及び開示に関する定めについて実質的に内容を変更するものには該当せず、企業会計基準等を会計処理及び開示に関する定めの内容を実質的に変更することなく、形式的に変更するものであるため、企業会計基準等の修正として取り扱うことが考えられる。

(4) 「純損益」の見直し

企業会計基準等で用いられている用語である「当期純利益」を表すことを意図している「純損益」の記載については、会計基準等の利便性を高めるために、原則として「当期純利益」に用語を統一することが考えられる。

ただし、一律に「純損益」を「当期純利益」に変更するのではなく、文脈に応じた適正な用語を検討する必要があると考えられる。

当該区分に分類された検出事項はいずれも会計処理及び開示に関する定めについて実質的に内容を変更するものには該当せず、企業会計基準等を会計処理及び開示に関する定めの内容を実質的に変更することなく、形式的に変更するものであるため、原則として企業会計基準等の修正として取り扱うことが考えられる。

ディスカッション・ポイント
前項までの検出事項及びその対応方針案についてご意見を伺いたい。

以　上